

## 避難所に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と学校法人日ノ本学園（以下「乙」という。）は、乙が運営する施設（以下「乙の施設」という。）を災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する指定緊急避難場所及び指定避難所（以下これらを「避難所」という。）として甲が指定するに当たり、基本的な事項について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、今後予想される災害（災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）において、住民の避難が必要となった場合に備えて、乙の学内に、甲乙双方の協力の下に、住民に対して、より安全な避難所を確保することを目的とする。

### （避難所として使用する場所）

第 2 条 甲は、乙の施設のうち姫路日ノ本短期大学の体育館、百周年記念館（会議室、応接室）及び学生ホール並びに日ノ本学園高等学校の C 棟（集会室、クラブ室、和室、茶室）及び D 棟（福祉実習室、201 教室、202 教室）を避難所として使用するものとする。

2 乙の施設において甲が避難所を設置する場合の設置順は、前項に規定する順とする。

3 災害の規模により、第 1 項に規定する以外の場所についても、甲、乙協議の上、避難所として使用することができるものとする。

### （設備等の整備）

第 3 条 甲は、乙の施設に避難所の標識等を整備する。

### （避難所の開設及び閉鎖）

第 4 条 甲は、乙の施設に避難所を開設し、又は閉鎖する場合は、その旨をあらかじめ、乙に避難所開設通知書（様式第 1 号）又は避難所閉鎖通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 避難所の開設及び閉鎖は、乙の職員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。

### （設置期間）

第 5 条 避難所の設置期間は、7 日間以内とする。ただし、必要により、乙の学校教育に支障のない範囲で、甲、乙協議して延長することができるものとする。

### （所管事項）

第 6 条 避難所の設置に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとし、相互に協力するものとする。この場合において、乙は、乙の所管事項を乙が指名するものに実施させることができる。

(1) 甲の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

(2) 乙の所管事項

乙の施設の維持及び保全並びに避難所の運営支援に関すること。

2 甲及び乙は、避難所の設置について、前項のそれぞれの所管事項以外の事項についても、相互に協力するものとする。

### （事故等の責任）

第 7 条 甲は、避難所を設置する場合において、甲若しくは避難所を利用する者が乙の施設を損傷させたとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するもの

とする。ただし、乙又は乙の指名するものの責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

(経費負担)

第8条 避難所の管理及び運営に係る経費については、甲、乙協議の上、決定する。ただし、光熱水費並びに避難所の管理及び運営に協力する乙の職員の人件費、交通費等については、乙が負担する。

(必要な情報の提供)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に施設変更報告書(様式第3号)により報告しなければならない。

- (1) 乙の施設に係る工事を行う場合
- (2) 乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

(留意事項)

第10条 甲は、乙の施設を避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 避難所の設置が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の学校教育に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(使用の中止)

第11条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により乙の施設を公用又は公共用に供する必要が生じたとき、又は甲にこの協定に違反する行為があると認めるときは、甲による乙の施設の避難所としての使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失については、これを補償しないものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、姫路市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年(2018年)1月26日

甲 姫路市安田四丁目1番地  
姫路市  
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市香寺町香呂890  
学校法人日ノ本学園  
理事長 木原裕